

令和元年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和元年12月17日(火)

東洋町議会

余 白

令和元年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所

東洋町役場 議会議場

開会

令和元年12月17日(火) 午前9時00分宣告

出席議員

(8名)

議長	9番	西岡	尚宏	君	副議長	8番	福島	登	君
	2番	高畠	俊彦	君		3番	小松	熙	君
	4番	武山	裕一	君		5番	小野	正路	君
	6番	今宮	裕明	君		7番	田島	毅三夫	君

欠席議員

(1名) 7番 田島 毅三夫 君

(地方自治法第135条の規定による出席停止)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延	宏幸	君
副町長	長崎	正仁	君
教育長	川田	真由美	君
会計管理者	生松	克祐	君
総務課長	大坪	靖幸	君
税務課長	小池	昭平	君
住民課長	蛭子	浩久	君
産業建設課長	伊吹	真貴博	君
教育次長	北川	晃彦	君
地域包括支援			
センター事務局長	田岡	いずみ	君
総務課長補佐	堀川	歩	君
産業建設課長補佐	手島	憲作	君
産業建設課長補佐	生田	憲一	君
税務課長補佐	近藤	真人	君
代表監査委員	弘田	賀軌	君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	築地	仲音
事務局書記	金山	志帆

議事日程

別紙のとおり

議事のでんまつ

別紙のとおり

会議録署名議員

8番 福島 登 君 2番 高畠 俊彦 君

令和元年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和元年12月17日(火) 午前9時開議

- [日程第1] 発議第15号 議員田島毅三夫君に対する処分要求の件について
- [日程第2] 議案第30号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第3] 議案第31号 議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第32号 町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第33号 東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めることについて
- [日程第6] 議案第34号 東洋町情報公開条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第35号 東洋町印鑑条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第36号 東洋町介護保険条例の一部を改正することについて
- [日程第9] 議案第37号 東洋町農業振興地域整備促進事業推進協議会条例の一部を改正することについて
- [日程第10] 議案第38号 令和元年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて

- [日程第11] 議案第39号 令和元年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第12] 議案第40号 令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第41号 令和元年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第14] 発議第16号 すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書
- [日程第15] 閉会中の継続審査・調査の申し出
(1)総務教育民生常任委員会
(2)産業建設常任委員会
(3)議会運営委員会
- [日程第16] 一般質問

令和元年第4回東洋町議会定例会 令和元年12月17日火曜日

議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに、令和元年第4回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、条例8件、補正予算4件、発議2件、閉会中の継続審査、調査の申し出1件の計15件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

12月12日に、総務教育民生常任委員会を開催し、その報告書が届いております。

総務教育民生常任委員長から本定例会で付託を受けた、すべての子どもによりよい幼児教育、保育の無償化の実現を求める意見書は、採択との報告がありました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、発議第15号、議員田島毅三夫君に対する処分要求の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室、第3会議室で待機してください。

(田島議員退場)

本件については、前回定例会での継続審査として、懲罰特別委

<p>懲罰特別委員会委員長</p>	<p>員会で審議されております。</p> <p>令和元年11月28日議員全員協議会で決定した、申し合わせ事項のとおり、委員長報告の後、文書による一身上の弁明の申し出があれば議会で諮り、弁明の許可の決定をする。</p> <p>委員長に対する質疑を行う、討論を行う、採決は起立により行う。</p> <p>なお、弁明については、20分間の制限時間を設ける。</p> <p>以上のとおりであります。</p> <p>それでは、本件について、懲罰特別委員会からの報告を求めます。</p> <p>今宮懲罰特別委員会委員長。</p> <p>(今宮 裕明懲罰特別委員長)</p> <p>懲罰特別委員会の結果報告を行います。</p> <p>令和元年9月13日付で、本委員会に付託されました、議員田島毅三夫君に対する処分要求の件についての審査結果を、ご報告いたします。</p> <p>お手元の委員会審査報告書をご覧ください。</p> <p>本委員会は、令和元年9月13日付で、提出者の西岡尚宏議員から、田島毅三夫議員に対する処分要求が提出され、副議長指名により懲罰特別委員会が設置されました。</p> <p>同日、6名で構成する同委員会を招集し、委員長に私、今宮裕明、副委員長に武山裕一議員を選任しました。</p> <p>次に、本委員会における審査の経過について、概要を説明いたします。</p> <p>提出者が理由とする、東洋町議会議員田島毅三夫君は、9月1</p>
-------------------	--

議長	<p>3日の会議における一般質問通告書の、五、特用林産研修生の補償金返還問題を問う、と題する質問において、事実と反する内容を掲載している。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 今宮議員。</p>
懲罰特別委員会委員長	<p>(今宮 裕明議員) はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 補償金やない、補助金。 補償金言うたやか。</p>
懲罰特別委員会委員長	<p>(今宮 裕明議員) 五、特用林産研修生の補助金返還問題を問う、と題する質問において、事実と反する内容を掲載している。 これは、議場の秩序維持に反し、西岡議員に対する侮辱的な行為であるので、地方自治法第133条の規定により処分を要求するものであります。 9月13日から12月12日までの間、計6回開催しました本委員会では、まず、提出者である西岡尚宏議員に、田島毅三夫議員の一般質問通告書の、五、特用林産研修生の補助金返還問題を問うと題する質問中、どの質問において事実と反する内容が記載され、侮辱的な行為であると感じたかについて確認をしたところ、4番、指導者と研修生は一体であり連帯責任である。</p>

5番、詐欺的な不当契約ではないか。町はその事実を知っていたのか。また、タイムカードを押さなくてもよい。

7番、議長が大きく関与する土佐備長炭組合の問題に関する詳細で適正で十分な質疑ができず、議案質疑を中止させ、執行部答弁もさせずに会議を終了させられたが、質疑の妨害である。資料不提出は、組合に頼まれたのか。忖度か。意図的な不提出と考えるが理由を聞く。

8番、臨時会での議会審決では、自治法117条の除斥に関して、本来除斥となるべき土佐備長炭組合に大きく関与する、議長自らが執行した違法な議会採決であった。この議会質疑は途中で中止され質疑ができずに打ち切られた。その議会議事録も、8月27日に完了しているのに、何度請求しても議長許可が出ないとして開示されず、議会前夜になってやっと開示された。こうした違法、不当な議会運営及び決議は無効と考え、町長に議決の再議を請求するがどうか。

などと書かれた箇所が、侮辱的であると感じたことを確認をしました。

次に、田島議員に意見聴取及び弁明を求め、双方の意見を確認した上で、事実確認を審査したところ、4番については、田島議員自身の解釈がなっておらず、全く別の解釈をし、通告書を出したり、弁明をしたりしている。

5番については、田島議員は間違った解釈で自分の意見で質疑しようとしている。

7番については、田島議員は先の4番、5番の質問をしながら、7番で、議長が大きく関与の部分を強調したいがための一連の質問である。

8番については、生産者組合と研修生は関係していないと結論付けていることから、除斥にも当たらない。除斥とはならないので、この違法不当な議会運営及び決議も無効には当たらない。

田島議員は、こうした違法不当な議会運営、決議は無効と考え、町長に議決の再議を請求するというが、全て目測なのか、甚だ事実とはかけ離れているなどと審議した。

以上のとおり、西岡議員指摘の箇所について、田島議員の質問内容は、全て事実に基づかない内容であったと全会一致で結論づけた。

次に、西岡議員提出の処分要求書について審査したところ、委員から次のような意見がありました。

議会の代表として議長がいるわけであり、議長の公的な部分は議会も同じ、議長が侮辱されることは議会も侮辱されたことになる。

公の中には、議長一人ではなく議会も入っている。

田島議員は勝手に何かにこじつけており、議長と一緒に議会も批判を受けているのである。

事実であればいいが、事実じゃないことばかり並べて、あたかも議会が、不当に採決したような書き方をしているが、これは不当な裁決ではない。

議長の私的な部分についても、確認せず、これだけのことを書くというのは、やはり名誉毀損や無礼な発言に値するし、議会も侮辱され、議長個人もやはり侮辱を受けている。

これまでも、事実確認もせず随分とこういうやり方をしてきた。やはり、住民の方で疑う人も出てきている。住民の皆さんに選んでいただいて議会議員となったひとりとして、きちっと調べ

た上で、事実を書いて発言しなければならない。自分の思いだけで事実と違うことを公にしたり言ったりすることに対しては、やはり厳しい対応が必要である。

弁明でも、自分の言いわけばかりで、事実とかけ離れたことを、一生懸命弁明しようとしているなどと審議をしました。

以上のことから、令和元年8月7日に開かれた第3回臨時会における承認第10号、専決処分事項、補助金返還事件に関する裁判の手続きの承認を求めることについて、賛成多数で可決された採決について、議員田島毅三夫君の主張によると、西岡議員がこの事件に関与しているのに、地方自治法第117条に基づく除斥としていなかったことから、本件議案は違法な議決であり、この議会議決は無効と断言しているが、本件議案の背景となった訴訟においては、町が直接支払った研修費用を研修生に対して返還を求めたものであるから、研修生の受入先であった土佐備長炭生産組合は訴訟の対象者ではなく、西岡議員が過去に関わりがあったことは事実であるが、本件議案に関して、時系列的にも除斥には該当せず、適法な手続きをもつての議決といえるものと結論付ける。

次に、懲罰を科すかどうかについて審議したところ、田島議員には、毅然とした姿勢で臨むべきなどとし、全会一致で懲罰を科すことに決定をしました。

次に、懲罰の種類について審議したところ、田島毅三夫議員の一般質問通告書の内容は、西岡議員に対しての事実確認もされていない中で、本件議案を審議するにあたり、あたかも不正があったかのような質問事項を掲載することは、公的な身分のみならず、私生活にまで及び名誉を毀損させるもので、無礼な言葉の使

用であることから、東洋町議会会議規則に違反する行為であり、議場の秩序を乱し、議会の品位を汚し、町民からの信頼を大きく失墜させるものである。

本来なら除名に値するところだが、今後においては地方自治法や条例、会議規則を遵守し、議長の指示に従い、二度と議会の秩序や品位を損なうことのないよう、自らの非を認め深く反省させるために、全会一致で地方自治法第135条第1項第3号に規定する、一定期間の出席停止と決定をしました。

よって、議会の意思決定に基づき、田島毅三夫議員に対する懲罰は、秩序維持、品位の保持に反したので、令和元年第4回定例会2日目の令和元年12月17日の1日間の出席停止とすることに決定をしました。

以上で、懲罰特別委員会からの報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

懲罰特別委員会からの報告が終わりました。

7番、田島毅三夫君から、本件について一身上の弁明の申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに、異議はありませんか。

(議席より、異議ありの声あり)

異議ありと、ありましたので7番、田島毅三夫君からの、一身上の弁明の申し出について、異議がある方がいます。

異議の申し立ては、東洋町議会会議規則第87条の規定により、2人以上を必要とします。

したがって、異議のある方の起立を求めます。

議長

起立全員であります。

2人以上でありますので、異議の申し立ては成立しました。

よって、7番、田島毅三夫君からの一身上の弁明の申し出について、起立により採決します。

この一身上の弁明の申し出を許可することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立者ゼロです。

よって、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明の申し出を許可することは、否決されました。

これより日程第1、発議第15号、議員田島毅三夫君に対する処分要求の件について、委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより日程第1、発議第15号、議員田島毅三夫君に対する処分要求の件についてを、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は、7番、田島毅三夫君に1日間の出席停止の懲罰を科すこととあります。

	<p>本件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を願います。</p> <p>起立全員であります。</p> <p>よって7番、田島毅三夫君に1日間の出席停止の懲罰を科すことは、可決されました。</p> <p>7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。</p> <p>(田島議員入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君に申し上げます。</p> <p>ただいまの議決により、東洋町議会会議規則第116条の規定に基づいて、懲罰の宣告を行います。</p> <p>7番、田島毅三夫君。起立を求めます。</p> <p>(田島議員起立)</p> <p>7番、田島毅三夫君に、1日間の出席停止の懲罰を科します。</p> <p>田島毅三夫君の退場を求めます。</p> <p>(議席より、議長と発言あり)</p> <p>なんですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>弁明は法律で必ずできると決められておりますね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

<p>議長</p>	<p>自治法の はい。</p> <p>(西岡 尚宏議長) 田島さん。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員) はい。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>11月の28日に、全員協議会であなたも入って、申し入れがあれば議会で諮ってそれを決めるという決まりごとを決めました。</p> <p>あなたも参加していたんですよ。</p> <p>それは全員協議会で決まったことですので、それを今さら言われてもいけません。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員) 法律違反ですね。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長) 田島毅三夫君の退場を求めます。</p> <p>(田島議員 退場)</p> <p>日程第2、議案第30号、一般職の職員の給与に関する条例の</p>

一部を改正することについての件を議題とします。

質疑については、まず本会議で提出された、全ての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないこととなっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお従わない場合は発言を禁止します。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質疑に対し、反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手を願います。

これより質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたが、7番、田島毅三夫君については、出席停止の懲罰が科せられておりますので質疑することはできません。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第30号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第31号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第31号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第32号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第33号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が2件ありましたが、7番、田島毅三夫君については、出席停止の懲罰が科せられておりますので質疑することはで

<p>8 番議員</p>	<p>きません。</p> <p>8 番、福島登君。</p> <p>質疑を始めてください。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは始めたいと思います。</p> <p>議案第 3 3 号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めることについて、次の点をお聞きしたいと思います。</p> <p>まず 1 つ目です。</p> <p>会計年度任用職員制度導入後、来年のことですが、仮にですね、フルタイム会計年度任用職員で採用された場合、皆さんとは違いますね、皆さんと一緒に、任期のない常勤職員と、このフルタイム会計年度任用職員とのですね、雇用条件や福利厚生など、どのような違いがあるかの説明を求めたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>堀川総務課長補佐。</p>
<p>総務課長補佐</p>	<p>(堀川 歩総務課長補佐)</p> <p>福島議員の質疑にお答えします。</p> <p>任期の定めのない常勤職員、非常勤職員とフルタイム会計年度任用職員の違いについては、正規の職員を中心とするという原則を前提としているため、おおむね同様でありますので大まかな違いのみをお答えしたいと思います。ご了承をお願いいたします。</p>

フルタイム会計年度任用職員には、一の会計年度を超えない範囲内で任用するという任期の定めがあります。

給与につきましては、正規の職員は1級から6級までございますが、フルタイム会計年度任用職員は、条例の別表第5条関係、等級別基準職務表により1級及び2級の該当する職務に分類し、規則で定めることとなります。

1級及び2級の給料表につきましては、一般職の職員に準ずるものとなっておりますが、規則において、職務により基礎号給及び上限号給を定めることとなります。

手当につきましては、仕事に対しての報酬という考え方となるため、生活部分に該当する手当となる、扶養手当や住居手当などは支給されません。

また、勤勉手当につきましても支給はありません。

年次有給休暇につきましては、会計年度任用職員は、労働基準法が適用となり、特別休暇につきましては、常勤職員との均衡は考慮されず、労働基準法や国の非常勤職員との均衡を図ることとなっております。

こちらの方も具体的な休暇の取得につきましては、規則で定めることとなります。

福利厚生につきましては、同一の任命権者に、引き続き1年以上任用される場合は、地方公務員等共済組合への加入となりますが、それ以外は、現在と同じく社会保険、厚生年金及び雇用保険への加入となります。

以上、大まかな違いをお示したところでございますが、本制度の運用に当たっての詳細につきましては、規則で定めることとしておりますので、規則の制定につきましては現在検討中であり

<p>議長</p>	<p>ます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>一日目の、課長の説明も含めてよく理解できましたので、どうもありがとうございます。</p> <p>2つ目の質問に移ります。</p> <p>地域おこし協力隊、それと現在はありませんが、集落支援員、給食調理員、外国語指導助手、いわゆるALTですよね。</p> <p>この人たちの職はですね、この条例制定後はどのような職付けになるかお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>堀川総務課長補佐。</p>
<p>総務課長補佐</p>	<p>(堀川 歩総務課長補佐)</p> <p>福島議員の質疑にお答えします。</p> <p>今回の条例制定におきまして、本庁の事務補助の職員、保育士、海の駅、地域おこし協力隊、集落支援員、給食調理員などにつきましては、おおむね会計年度任用職員に移行となると考えております。</p> <p>外国語指導助手は現在派遣会社と派遣契約を結び、講師の派遣を受けておりますので、委託料として会社へ支払いをしてお</p>

議長

りますことから、来年度も本年同様、委託を考えております。
なお詳細につきましては、規則で定めることとしており、現在は検討中です。

以上でございます。

(西岡 尚宏議長)

福島登君の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第33号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

	<p>日程第6、議案第34号、東洋町情報公開条例の一部を改正することについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告が1件ありました。</p> <p>8番、福島 登君。</p> <p>質疑を始めてください。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>それでは議案第34号、東洋町情報公開条例の一部を改正することについて、情報公開の対象となる、公文書の定義に電子的方式、これはいわゆるメモリーとかCDとDVDになると思いますが、これらを追加する改正とお聞きをいたしております。</p> <p>このことについて、次の点をお聞きしたいと思います。</p> <p>新たに加えた電子媒体、いわゆるメモリー、DVD、CDですよ。</p> <p>これらの開示方法についてお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えします。</p> <p>職員が文書を作成する場合、パソコンを使用することが通例ですが、その情報を記録、保存するにはCD-Rやハードディスクなどで行われております。</p> <p>今回の改正では、これらの対象文書として、定義されますこと</p>

	<p>から開示の方法は本条例の第2条第2項に規定されていますように、公文書閲覧に供し、またはその写しを交付する方法によるものとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>閲覧方法ということで、コンピュータでするんですよね、開示をね。画面でね。</p> <p>ちょっとそのことも、方法なんで、どういうふうの開示者が見るかということをおちょっと付け加えていただけませんか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>再問ですか。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>再問です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>質疑にお答えいたします。</p> <p>その写しを交付するという方法はありますので、CD-Rとか</p>

<p>議長</p>	<p>DVD-Rを焼き付けたものを開示請求者に交付するという ことになります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>次に移ります。</p> <p>改正に伴いですね、情報公開条例施行規則の第5条、文書の写 しの交付に要する費用の額等を定める別表の改正が必要と思 います。</p> <p>これからでしょうか、案があれば、案というかこれからどうす るかということをお答え願いたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>質疑にお答えいたします。</p> <p>公文書の写しの交付に要する費用の額につきましては、規則 の別表、第5条関係に、現在は白黒及びカラーコピーのみの料 金しかございません。</p> <p>今回の条例改正に併せまして、電磁的記録の写しの交付に要 する費用につきましても改正を行う予定でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

福島登君の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第34号、東洋町情報公開条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第35号、東洋町印鑑条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

(質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第35号、東洋町印鑑条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第36号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第37号、東洋町農業振興地域整備促進事業推進協議会条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号、東洋町農業振興地域整備促進事業推進協議会条例の一部を改正することについての件を挙手により採

<p>税務課長</p>	<p>(小池 昭平税務課長)</p> <p>それでは福島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>今回の補正につきましては、当初の移管予定件数が、東洋町では税 10 件、住宅新築資金 10 件の計 20 件で、6 市町村全体では 195 件で負担金を計算しておりました。</p> <p>しかし実際に移管した件数は、東洋町は税 10 件、住宅新築資金 10 件、住宅使用料 4 件、水道使用料 4 件となっておりますが、水道使用料につきましては税の滞納がある方とセットで移管しているため、東洋町の合計では 24 件に増えましたが、機構全体での移管件数が 185 件に減少したことによりまして、1 件当たりの移管の単価が増えたことと、機構全体の事務費が増えたために、今回の追加補正が必要となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8 番、福島登君。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>予算書 22 ページ農林水産業費の補助金、東洋町がんばる漁業支援事業費補助金 221 万 1 千円について、10 件分というふう</p> <p>に説明ではお聞きをいたしております。</p> <p>どのような内容かをもう少し詳しくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>

産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>福島議員の質疑にお答えします。</p> <p>第2回目の公募を10月31日締め切りで行った結果、10件の申請がありました。</p> <p>総事業費としましては約630万円、うち補助金申請額は471万1千円、現在の予算額は250万円ありますので、残り221万1千円の予算追加を要望するものであります。</p> <p>事業内容としましては、LED投光器、GPSプロッター、自動操舵装置等の漁業機械及び設備等の改善になります。</p> <p>なお詳細につきましては、配布しております産業建設課参考資料1をご参照ください。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議議員)</p> <p>次の質問に移りたいと思います。</p> <p>3つ目です。</p> <p>予算書23ページ土木費の委託料、東股橋ほか6橋橋梁補修及び耐震補強設計委託料1千万円について、6つの橋の名前と場所についてよろしくお願いをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>

<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>3月議会で当初予算の説明資料として配付をしておりますが、改めてご説明をさせていただきます。</p> <p>1つ目に大谷川橋、これは中島地区の松本農機付近が1つです。</p> <p>2つ目に名留川1号橋、これは名留川の田中製材付近になります。</p> <p>3つ目に福ヶ谷橋、これは川口の日曾谷、サンジュウロウというところの手前になります。</p> <p>4つ目に相間橋、これは相間神社の付近です。</p> <p>5つ目に小池1号橋、これは小池集会所の前の橋になります。</p> <p>6つ目に立岩谷橋、これは奥河内の西内さんの倉庫の上になります。</p> <p>7つ目に東股橋これは甲浦東の共同墓地の上になります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島登君の質疑が終わりました。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p>

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第38号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第39号、令和元年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第39号、令和元年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第40号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第40号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま

	<p>す。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第13、議案第41号、令和元年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告が2件ありましたが、7番、田島毅三夫君については、出席停止の懲罰が科せられておりますので質疑することはできません。</p> <p>8番、福島登君。</p> <p>質疑を始めてください。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>それでは、議案第41号、東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、次の点をお聞きをいたします。</p> <p>予算書7ページの観光施設事業費委託料、ポスレジシステム改修委託料64万6千円について、10月10日に消費税改正が行われていますが、このことについて説明を求めます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>当初、消費税改正に伴うポスレジシステムの改修につきまして</p>

は、メーカー側からは通常の保守料で対応可能としていましたが、軽減税率対応など複雑な改修となったことから追加費用が発生したため、今回の補正となっています。

また、補正が遅くなりましたのは、メーカーには早くから見積依頼をお願いをしておりましたが、全国的な改修作業などで忙しく見積書を提出してもらえなかったのが原因です。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

福島登君の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第41号、令和元年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

<p>6 番議員</p>	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 14、</p> <p>(議席より、議長、休憩をお願いしますと発言あり)</p> <p>ここで休憩をしたいと思います。</p> <p>再開は 10 時 15 分としたいと思います。</p> <p>(休憩時間：9 時 57 分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：10 時 26 分)</p> <p>日程第 14、発議第 16 号、すべての子どもによりよい幼児教育、保育の無償化の実現を求める意見書の件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>6 番、今宮裕明君。</p> <p>(今宮 裕明議員)</p> <p>発議第 16 号、すべての子どもによりよい幼児教育、保育の無償化の実現を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第 14 条の規定により議会に提出する。</p> <p>本日提出であります。</p> <p>提出者は私、今宮裕明、賛成者は福島登、武山裕一の各議員であります。</p> <p>本件は令和元年第 4 回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであ</p>
--------------	---

ります。

12月12日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。

お手元の意見書案をご参照ください。

それでは趣旨説明いたします。

2019年10月から幼児教育、保育の無償化が実現されました。

幼児教育、保育の無償化は全ての子どもに質の高い幼児教育、保育の機会を保障する重要な施策であります。今回の無償化の内容については、保育の質の確保など子どもの権利保障の観点から懸念すべき事項が指摘されております。

無償化の実施にあたっては、保育の質を確保すること、地方自治体に新たな負担を強いないこと、また、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の増員と処遇改善を後退させないことが必要である。

よって、国においては、必要な財源を確保し、全ての子どもによりよい幼児教育、保育の無償化を実現されるよう、以下について要望するものであります。

1、幼児教育、保育の無償化にあたっては、地方自治体に財政負担が生じないような、全額国費で行うなど国として必要な措置を講じること。

2としまして、保護者や施設に負担を強いる公定価格の減額はしないこと。

3、給食食材費は実費徴収化ではなく無償化の対象とすること。

4、無償化の対象とされている認可外保育施設については、認

可施設と同等の保育を保障できるよう、認可化の促進、指導監督の強化など国として必要な措置を講じること。

５、保育の質的、量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されることが予測されるため、国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額など支援の充実、必要な財源措置を行うこと。保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引上げなど、処遇改善のために公定価格の改善など必要な措置を講じること。

以上のことを、国においては予算を大幅に増額し、安心できる保育が実現されるよう強く要請し、地方自治法第９９条の規定により、内閣総理大臣ほか議長、大臣に意見書を提出するものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

ご審議よろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第１６号、すべての子どもによりよい幼児教育、保育の無償化の実現を求める意見書の件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求

議長

めます。

挙手多数であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第15、閉会中の継続審査、調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。

ここで、お諮りいたします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

先ほどの休憩中に確認したところ、先ほど田島議員からの、弁明は法律で必ずできると決められていますね。法律違反ですね。との発言について、弁明は懲罰特別委員会でやらしておりますので、その件について議会運営委員会を開催したいと思っておりますので、休憩をしたいと思っております。

再開は午後1時30分としたいと思います。

(休憩時間：10時34分)

(議会運営委員会開催)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：13時30分)

日程第16、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき、3回まで認めますが、再問は、執行部からの答弁に対する質問といたします。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質問に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しなすと発言の上、挙手願います。

質問の通告が5名ありました。

7番、田島毅三夫君は、出席停止のため、議会会議規則第61条第4項の規定により、一般質問の通告は、その効力を失います。

初めに、高島俊彦君の質問を許します。

件名は、小池川のかさ上げ工事についてであります。

答弁者は、町長、副町長、課長、課長補佐となっております。

高島俊彦君、質問を始めてください。

2番議員

(高島 俊彦議員)

それでは、私の一般質問を始めます。

件名といたしまして、小池川のかさ上げ工事について、次の点を質問をいたします。よろしく願いいたします。

昨年に引き続き、県は現在、小池川のかさ上げに着手しているのですが、設計を見れば、小池集落からの排水路出口約3メートルぐらいの所のかさ上げが設計の中に入っておりません。

室戸土木に聞き合わせると、そこは町管理であるので、町の方

<p>議長</p>	<p>で工事をしてもらいたいとの話でありました。</p> <p>現在でも台風と大潮が重なれば、その周辺は通行が出来なくなる程水位が上がり、消防に出てもらい、管理もしなければならない状態であります。</p> <p>水位の上がった小池川の水が逆流し、今以上の災害が起こる可能性が予想されます。</p> <p>町としては、そののところがどのように対処していくのかお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>高畠議員の質問にお答えいたします。</p> <p>議員指摘の旧甲浦支所横の水路につきましては、以前から大雨により、小池川の水位が増すと水路の排水が阻害され、それが原因で越流し、道路などの冠水が起こっております。</p> <p>これまでも対策を検討してきましたが、改善に至っていないのが現状です。</p> <p>今回、県が小池川のかさ上げ工事を実施しておりますが、水路出口の工事については協議ができておりませんので、今後、県と連携を図り、協議をしていきたいと考えております。</p> <p>また、どのような工法が効果的なのか、予算や周辺の影響など、総合的に考慮し、工事の実施の可否も含めて検討をしていきたいと考えております。</p>

<p>議長</p>	<p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>それでは再問いたします。</p> <p>小池川の、隣接している人達はこのかさ上げ工事よね、台風時の水被害が少なくなり喜んでおります。非常に喜んでおります。</p> <p>しかしながら、そのかさ上げ工事により、二次災害につながるようなことになれば、何にもなりません。</p> <p>小池川からの逆流は絶対に食い止めなければなりません。</p> <p>素人なりに考えたのでございますが、排水路出口から2メートルぐらいかさ上げし、そこに、三段ぐらいに分けた排水板を取り付ければ、小池川の水位が上がると共に、排水路が、閉まっておりますので、現状維持が出来ると思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>それとですね、</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>高島議員。</p> <p>提案はあまり良くないと思いますので。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>分かりました。</p> <p>それとですね、小池川のかさ上げ工事は県工事であります。</p>

	<p>県工事によって、小池川の水が逆流する恐れがあるのであれば ですね、食い止める工事やというのは、県がするべきものではない でしょうか。</p> <p>答弁をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>高島議員にお答えいたします。</p> <p>小池川のかさ上げ工事につきましては今年度完成予定ですの で、その後、どれだけの影響があるのかわかりませんので、今後、 検証し、水路の排水機能が低下しないような対策を県と協議し、 検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いま す。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。3回目ですよ。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>このかさ上げ工事によって、二次災害につながるようなこと になっては絶対なりません。よろしくお願ひいたします。</p> <p>これで私の一般質問を終わります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>高島俊彦君の質問が終わりました。</p>

<p>3 番議員</p>	<p>続いて、小松熙君の質問を許します。</p> <p>件名は、観光案内板などの多言語化についてほか 1 件であります。</p> <p>答弁者は、町長、副町長、課長、課長補佐となっております。小松熙君、質問を始めてください。</p> <p>(小松 熙議員)</p> <p>来年のオリンピック開催や、阿佐東線 DMV 導入に伴い、関西圏からのインバウンドも予想されます。</p> <p>道路標識の多言語化について、過去にも質問しましたが、観光案内板など多言語化について、どのような事業や予算を考えているのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>小松議員の質問にお答えいたします。</p> <p>本町での多言語化につきましては、観光パンフレットと、海の駅に設置をしております観光案内板デジタルサイネージなどが、英語、中国語、韓国語の 3 カ国語に対応しております。</p> <p>また、観光案内アプリにつきましては、英語に対応しております。</p> <p>さらに白浜駐車場、生見駐車場、東と中央に無料 W i - F i を設置するなど、外国人観光客に対応した整備を進めている状況です。</p>

	<p>現在、設置している観光案内版につきましても、県の補助金などの活用も踏まえて、多言語化の整備については、今後検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>3番、小松熙君。</p>
3番議員	<p>(小松 熙議員)</p> <p>多言語化については、よろしく願いいたします。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>濱田新知事が誕生しました。</p> <p>公約の中で、県政浮揚を目指してと題した政策は経済、教育、南海トラフ地震対策など8分野への取組を示し、大阪府副知事として、万博を誘致した実績を背景に人脈をいかして、有識者会議を設けたり、県庁内に専門組織を新設したりして、関西圏の活力を高知にもたらずと協調した。</p> <p>特に関西を訪れた観光客を呼び込むとしています。</p> <p>高知県の東の玄関口である東洋町として、地域産業振興、定住、交流人口の増加のチャンスと考えるが、教育や南海トラフ地震対策なども含め、新県政と協力した取組について、町長にお聞きします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p>

小松議員にお答えをいたします。

尾崎県政の方向性を継承するということでございますので、市町村との連携や南海地震対策についても継続した支援策などに、当面は大きな方向転換はないものと思っております。

12日の県議会での所信表明につきましても、選挙公約を踏襲した内容になっていたように思います。

尾崎県政との相違点では、大阪府の副知事を経験していることから、ご指摘のように、その人脈の活用などからも大阪事務所がより重視されているのではないかなというふうに思っております。

関西圏に一番近い高知県の東の端に位置する本町といたしましても、これまでのつながりが更にいかせる方向で、連携や支援策など、高知県の施策についても、より密接な関係が築けていけるのではないかなというふうに思っております。

また、これから実際にですね、新知事の新たな政策や行政運営方法なども段々と明らかになってくると思われますので、大いに期待をしているところでございます。

また、濱田新知事は総務省時代は地方交付税を担当していたということでございまして、実務型という印象も持っているところでございます。

早速ですね、12月20日には、新知事ともお会いできる機会が設定をされておりますので、方向性として信頼できる関係を構築していく第一歩としたいというふうに思っております。

議長

(西岡 尚宏議長)

3番、小松熙君。

<p>3 番議員</p>	<p>(小松 熙議員)</p> <p>私は、あることからちょっと電話がかかってきまして、それに、開票前だったんですが、開票後、それに向けてメールを打ちました。</p> <p>そしたらすぐメールが返って来たんですね。</p> <p>知事もすぐ取り組んでくれると思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小松熙君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、今宮裕明君の質問を許します。</p> <p>件名は、小学校プログラミング教育の導入についてほか 1 件であります。</p> <p>答弁者は、町長、副町長、教育長、教育次長となっております。</p> <p>今宮裕明君、質問を始めてください。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>(今宮 裕明議員)</p> <p>私の方からは、小学校プログラミング教育の導入について、次の点をお聞きをいたします。</p> <p>1 番目として、今年度、甲浦小学校が拠点校として指定を受けておりますが、その取組内容についてお聞きをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>川田教育長。</p>

教育長

(川田 真由美教育長)

それでは、プログラミング教育指定校としての取組内容について今宮議員にお答えします。

令和2年度からの小学校プログラミング教育全面実施に向け、高知県のプログラミング教育推進校として、県内小学校4校中の1校として、甲浦小学校が30万円の委託金で指定を受け、4月から全教職員で取組を進めております。

6月には甲浦小学校で学習会を開催、30名が参加し、鳴門教育大学藤村裕一先生による、プログラミング教育のねらいと授業づくりについての講話で、小学校でのプログラミング教育の必要性や目的についての説明があり、プログラミング的思考を身につける事により思考力、判断力、表現力等が身につけていくこと。

また、これからの社会を生き抜くための力を育むため、全ての教科にプログラミング教育を取り入れ、プログラミング的思考を育成していく必要が重要であるなど、貴重な学習会となりました。

8月の夏期休業中には、海部小学校の溝内先生を講師にお迎えし、3回の校内研修会を実施しました。

12月開催予定のプログラミング教育研究発表会に向け、各学年の理科や体育、学級活動、総合的な学習など、各教科等においてプログラミング教育をどのように取り入れていけばよいか、全教職員で、溝内先生の助言、ご指導のもと、長時間にわたり協議、検討を行いました。

また、プログラミング教育についてより理解を深めるため、県教委主催の研修会、他校の学習会、また、研究発表会へも参加をしました。

そして、先日の12月3日のプログラミング教育研究発表会では、第3学年の総合的な学習において、甲浦のいい所を全国に発信しようとプログラミングをした、見つけたよ甲浦のいいところ、また、第5学年の理科では、電気自動車の自動ブレーキをプログラミングする、電気自動車を走らせよう、を2名の授業者により授業公開し、参加者45名が2つの学年に分かれての研究協議、また研究主任による実践発表に続き、鳴門教育大学藤村裕一先生による、プログラミング的思考力を高める授業づくりについての講演が行われました。

高知県教育委員会、東部教育事務所等、参加した教育関係者からは公開授業を始めとする研究発表会に高い評価をいただきました。

今後、1月の実践報告また、4月の全面実施に向け、野根小学校も含めました取組を進めてまいります。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

6番、今宮裕明君。

6番議員

(今宮 裕明議員)

ありがとうございました。

続いて2つ目に、2020年に学習指導要領が改定され、新たにプログラミング教育の授業が加わるとお聞きをしておりますが、導入に向けた事業及び予算について、現段階でのお考えをお聞きをいたします。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>川田教育長。</p>
教育長	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>2020年新たにプログラミング教育導入に向けた事業及び予算についての現段階での考えについて、今宮議員にお答えします。</p> <p>導入に向けた事業につきましては、今年度実施の甲浦小学校の取組を野根小学校と共有し、また東洋町としての勉強会等も実施していきたいと思っております。</p> <p>予算につきましては、今年度の県委託金30万円の中から購入した教材の1部を野根小学校とも共有し、またインターネットの無料アプリの活用などを考えております。</p> <p>したがって、現段階での、プログラミング教育に関わる予算の計上は予定しておりません。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>6番、今宮裕明君。</p>
6番議員	<p>(今宮 裕明議員)</p> <p>種々お答えをいただきました。</p> <p>こういうのは新たな試みとして始まるわけでございます。</p> <p>ただ私も、少し心配しておるのは、これを子どもたちが素早く、早く理解出来ること、また理解するのに時間を必要とする子どもも当然おると思います。</p> <p>そういうことにフォローをまたよろしく願いをいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>件名 2 つ目にまいります。</p> <p>子ども議会について、次の点をお聞きをいたします。</p> <p>松延町長はじめ、役場職員も参加して 10 月 25 日に行われました子ども議会について、体験した子どもたちはどのような感想を持ったのかお聞きをいたします。</p> <p>また、次回開催も含め、今後の教育にいかせることがあれば、私としても協力をしたいと思っております。</p> <p>教育長にお考えをお聞きをいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>川田教育長。</p>
<p>教育長</p>	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>野根中学校子ども議会を体験した子どもたちの感想、また、次回開催等、今後の教育にいかせることについて議会への協力のご依頼等について、今宮議員にお答えします。</p> <p>まず、10 月 25 日の野根中学校子ども議会の開会にあたりまして、西岡議長をはじめ各議員の皆様、議会事務局には本番さながらの準備、進行、運営にご尽力いただきました。</p> <p>議員席には神妙な面持ちの野根中学校の生徒たち、そして後方の席には、福島副議長、小松産業建設常任委員長のお二人が子どもたちを見守る姿があり、対面には、西岡議長、また、松延町長以下役場管理職の面々が、子ども議会開会前に有意義な時間になることを、また、新学習指導要領が提唱する主体的、対話的で深い学びの学習の場となることを確信いたしました。</p> <p>この様子は 11 月 3 日の高知新聞に掲載されております。</p>

また、同日の10月25日午後には、甲浦小学校、甲浦中学校、野根小学校の議場見学に対しまして、今宮総務教育民生常任委員長、議会事務局の皆様には大変お世話になりました。

当日の関係者の皆様にご場をお借りして、心から感謝を申し上げます。

本当にありがとうございました。

すみません、前置きが少し長くなりましたが、体験した子どもたちの感想ですが、何点かを抜粋をして報告いたします。

課題や対策など、現状を聞いて町のことを知るいい機会になりました。

議長席に座るなど貴重な経験でした。もう一度体験したいです。

床の絨毯がふかふかで、会の様子がテレビと違い迫力がすごかったです。

僕たちのためにいろいろ考えてくれてすごい。会議を続けていてください。

良い経験が出来ました。子どもの発想力はすごくて、いい案があるので、子ども議会の回数を増やしていったらいいと思います。

公民の授業が、子ども議会に参加してより深く学ぶことが出来ました。

質問にわかりやすく答えてくれ、緊張をほぐしてくれて話しやすかったです。

町を活性化させるために、たくさんの事に取り組んでいてすごいと思いました。

僕は将来都会に出た後、いつかは野根に帰って来て働きたいと

考えています。3年生が質問した、東洋町は依存財源の割合が高い。自主財源を増やす取組は。これに対しての答弁に、海の駅に頼っている。また、偏った財政とあり、少し不安に思った一方で、町税の徴収率は向上し、県の上位に入っていることに未来は明るいとも思いました。

僕はこれからは、第一次産業の発展が必要だと思えます。それに対しての補助制度があるのはすごくいいなと思いました。

僕が野根に戻ってくるときには、働く場所がたくさんある、第一次産業が栄えていく町になっていてほしいです。

町の議会に参加できる貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。

多くのこのような感想が寄せられております。

どの生徒もお礼の言葉や良い経験が出来ましたなど、感謝の思い、言葉で文章を終わっています。

続きまして、次回開催等今後の教育にいかせることについてでございますが、野根中学校松浦校長からの当日の感想の中で、今回行われた子ども議会を終えて、一番強く思ったことは、この取組を継続していただきたいということです。在学中に一度は体験できる機会があれば、学校としましても、体感できる公民学習としてぜひ参加させていただきたいと思えます。とありました。

また、野根中学校社会科の教科担任からも、地方政治には選挙のみでの参加でしたが、社会科の教員として自分自身の学習につながりました。教材研究にもいかしていきます。生徒の主体的な学習、地域をより親しく感じる事が出来るために、子ども議会の開催、または議場見学を続けていただけたらと強く思えます。との感想も聞いております。

教育委員会としましても、教育現場の声に応えるべく、子どもたちの、また、声に応えるべく、子どもたちはもちろん、教職員にも多様な人との出会い、関わりの場を、生きた学習の場を提供するための一つの手段、事業として、子ども議会、また、議場見学の取組を進めてまいります。

これからも議会議員の皆様は勿論、地域の皆様にもこの場をお借りしまして、学校教育をはじめとする、社会教育、社会体育へのご支援ご協力をお願いします。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

6番、今宮裕明君。

6番議員

(今宮 裕明議員)

ありがとうございました。

今の教育長の答弁を聞いておりますと、大変好評であったように判断いたします。

こういう機会をね、もって我々議会と接触することによって、また議会に興味を持ってもらえると。

当然それに匹敵する執行部の長の行政にも興味を持ってもらう。

そういうことが大変大事と思います。

これは、ひいてはですね、将来子どもたちが18歳になると投票権が出来ますね。

これは投票率の向上にも、私は繋がると思っておりますので、またぜひ次回機会があればやりましょう。

<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今宮裕明君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、福島登君の質問を許します。</p> <p>件名は、国の地方創生推進交付金を活用した地域再生計画についてほか1件であります。</p> <p>答弁者は、町長、副町長、課長、課長補佐となっております。</p> <p>福島登君、質問を始めてください。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>私の方から、国の地方創生推進交付金を活用した地域再生計画について、質問をしたいと思います。</p> <p>2016年に始まった地域再生計画は、NPO法人と連携して野根川を中心に各事業を推進し、3年後には地域産業振興、定住、交流人口の増加を計画しておりました。</p> <p>この件について、次の点を問いたいと思います。</p> <p>まず1つ目です。</p> <p>実際に事業を行ったNPO法人はどのような団体かお聞きをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>福島議員にお答えをいたします。</p>

DMOという言葉は聞いたことはあると思いますけれども、これはですね、観光地域づくり法人ということでございまして、官民の幅広い連携によって観光地域作りを推進する法人ということでございます。

そのDMOの資格を持つ法人を活用しまして、適切な役割分担によりまして、観光による地方創生を目指してまいったところでございます。

本町では、野根川の再生計画を内閣府の地方創生交付金を活用した、本町では唯一の地方創生事業でございます。

現在、様々な調査や情報発信に取り組んでいただいているところです。

これからはですね、それを実績といいますか、成果を重視した取組が必要と感じているところでございます。

予算枠のこともございますけれども、地方創生交付金だけでなく、別の関連する補助メニューの導入と活用も視野に入れまして、観光行政が地域づくりに結びつく可能性のあるよう選別いたしまして、今後ともそれが発展出来るように取り組んでもらいたいと考えております。

これまでの取組につきましては、以下の質問もございしますが、総務課長から答弁いたします。

よろしく申し上げます。

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

(福島 登議員)

議長

8番議員

	<p>法人については、町長の方からご答弁をいただきました。</p> <p>次の質問に移りたいと思います。</p> <p>年度ごとの事業費を含む事業内容についてお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>年度ごとの事業費及び内容でございますが、平成28年度に国の地方創生推進交付金事業に採択をされまして、初年度では事業費を1千万円の計画の中で、野根川に生息する鮎を含めた生態系の調査、鮎の生息数が14万匹程度までに減少した資源を回復させるため、遡上の阻害となっていました、2つの堰の改修、これは鴨田堰と長峰堰の魚道の改修となります。</p> <p>また観光振興策では、野根川を観光コンテンツ化への取組として、野根川リーバーウォークの設定、または川ガイドの登録や安全講習を実施し、受け入れ体制づくりなどの計画を盛り込んでおります。</p> <p>平成29年度では、事業費2千万円の計画の中で、野根川の鮎などの魚類生息調査の実施、大斗堰の改修のほか、岐阜県和良川、長良川を視察し、鮎の買取制度の導入や検討、野根川リーバーウォークのPR事業について、雑誌、新聞などの広告媒体を利用し、情報発信を行うことについてなどを計画に盛り込んでおります。</p>

次に平成30年度では、こちらも事業費2千万円の計画の中で、1年目、2年目の事業を展開していく取組として、鮎の買取制度の充実に合わせて、瞬間冷凍庫を購入し、鮮度を保った状態で鮎を東京などでの販売やホテルへの提供に取り組むこと。地場産品の開発では、高知市の酒造メーカーとの連携。それと野根川リバーウォークは引き続き東京や関西方面、また高知県内へのPR活動を計画に盛り込んでおります。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

毎年ごとの事業計画、事業内容についてご説明いただいて、課長、せっかくこれを、資料出していただいとんですよ。これをちょっと紹介してくれるか、これを見てくださいというかいなと思いついて、僕は中身をちょっと見ながら。

ちょっと次の質問にちょっと関連するかもしれないのですが、今の答弁に対してちょっと、再問を1つだけお聞きしたいと思うんです。

このページでかまんですかね。皆さんにこれをちょっと見ていただいでかまいませんか、議長、かまいませんか、皆さんにこの資料見ていただいて、ちょっと今疑問になったのが、5ページに2018年度の事業といたしまして、目的は野根川の

議長

(西岡 尚宏議長)

8 番議員

福島議員。

その資料は皆ポストに入れちゃあったきん

(福島 登議員)

あっ、そうですか。ないんですか、ここに。そうですか。そして止めておきます。

はい、申し訳ない。

僕はここにあったのかと思って、失礼しました。

それでは、ちょっと質問の仕方を変えます。

2018年の事業の中に、冷凍施設を買ったというのは前からもお聞きをしていました。

その冷凍施設の目的についてはですね、鮎の瞬間冷凍をしてですね、関東圏、大都市にですね、売ろうという目的でしていたと思います。

この資料の中にですね、その冷凍施設、冬の活用ということでですね、海産物の冷凍ということがちょっと出とうと思うんですよ。

それについてはどんなんですか、使用料なんかはいただくことになっちゃいますか。

そのあたりがちょっと分からないんですよ。

それをちょっとお聞きしたいなというふうに思いますが、いかがですか。

どういう使用方法にしちようかということですよ。冬場。鮎以外のね。

かまいませんか、そういう質問でもいいですか。

議長	<p>(西岡 尚宏議長) 大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長) 福島議員のご質問にお答えいたします。 鮎の冷凍と申しますか、捕れる時期というのは限られておりますので、冬場は活動は休止状態となってまいります。 その有効利用の活用を進めていく上で、地元の、例えば漁業事業者の方と連携してですね、冬場にもこういった活用が出来るということで連携して取り組んでいるところでございます。 使用料についてはその中で協議の上、決定していくということです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員) すみません。資料が提出されたものと勘違いして申し訳なかったです。 3つ目の質問に移ります。 主な事業の成果と課題についてお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p>

ご質問にお答えいたします。

まず、ウォーターズリバイタルプロジェクトの活動実績につきまして、お配りさせていただいております資料に基づいた形でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、成果でございます。

自然豊かな野根川を再生することにつきましては、鮎の資源の復活を果たすことができていると考えております。

平成28年度5月の生息数は約14万匹で、平成29年度は125万匹、平成30年度では64万匹と推定をされておりました、堰の魚道改修が一定の効果として現れたと考えております。

資源復活には河川組合のご理解とご協力の下、達成できていると考え、こういった取組が一過性のものとして終わらないよう、引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

また、瞬間冷凍設備を整備できたことによりまして、河川組合主体によります鮎の買取制度を導入し、新鮮な状態のままに瞬時に冷凍することによって鮮度を保ったまま、東京のデパートやホテルなどに販売や取引が可能となり、新たな消費ルートの確立も出来つつあります。

町外からの釣り客も増加傾向にありまして、相乗効果も出てきております。

また、推進交付金事業の活動等に対して賛同していただける酒造メーカー、これは高知市にありますが、も出てきておりました、本町などとの連携により、日本酒造りに着手をしております。

今年の秋に収穫しました、酒米と野根川の水を使った、お酒を製造する予定でございます。

最後に、雇用につきましては、事業を展開する中で、新規2名

の地元雇用も生まれてきております。

次に課題でございます。

野根川流域のコンテンツ化には雑誌、新聞、TVなどで情報発信を行ってきたところでありますが、新たな観光客の集客には、至っていないのが現実であります。

野根川が観光の通過点から滞留できるような仕組みづくりを整えることが不可欠であり、観光客の受入体制、これはハード的な整備になると思いますが、こういったものも少しずつではありますが、野根川流域のトイレの改修、今年度中に完成予定のキャンプ場整備により、整いつつあります。

また、野根川をPRしていくためには、単体だけでの取組から、商工会から観光振興協会などとも連携を強化し、東洋町全体で観光振興に取り組んでいく必要があると考えております。

リバーウォークに関しましては、参加者が伸び悩んでいるところであり、交流人口の拡大まで結びついておりません。

今後はターゲットを絞り込むことにより、県内外へのPRを強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

多岐にわたる事業で、なかなか成果というのは、なかなか出てくるのにも時間がかかるだろうし、ですが今のことを聞いていますとですね、いろんな展開が出てくるので、今までとは違う、観

	<p>光にもつながっていくのではないかと考えております。</p> <p>4つ目の、最後の質問に移ります。</p> <p>この事業は2016年から3年ということでやったところですが、今後も続くということでちらりとお聞きをいたしております。</p> <p>今後の取組について、ひとつお伺いしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えします。</p> <p>野根川流域を観光資源と捉え、その認知度やイメージを高めていく取組を進めていくことにより、野根川をブランド化していくことを、ひとつ目指しております。</p> <p>また、野根川流域の素材、これは野根川の水、鮎、酒とかお米ですけれども、こういったものをいかしつつ、企業との連携を深め、ふるさと納税などの地場製品の開発やインバウンド対策、また、海陽町との観光連携も視野に入れた取組も検討してまいりたいと考えております。</p> <p>東洋町まち、ひと、しごと総合戦略は、第2期目の策定に取りかかる必要があります。</p> <p>こういった取組内容も含めまして、産業振興や交流人口増加につながるよう計画づくりを併せて進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>答弁の中にもありましたようにですね、やはり事業が多岐にわたるという意味ではですね、普通企業ではですね、P D C Aサイクル、計画、実行、評価、改善。</p> <p>ぜひですね、この手法を用いてですね、この事業に、進めていってですね、評価もしながら改善してですね、新たな、最終的にいろんな事業でね、こういうのが生まれたら良いと思いますので、そのあたりを進めていただきたいのが1つと、やはりですね、2016年の始まりにですね、鮎を14万匹という目標を立てた以上はですね、80万匹という目標を立てた以上はですね、そのことをまず忘れずにですね、事業を進めていっていただきたいと思います。</p> <p>いろんなインバウンドもあると思いますが、その鮎の再生について、ちょっと最後に課長の答弁をいただきたいと思いました。いかがでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>鮎の資源の維持ということにつきましては、やはりN P O、また町、それと河川組合との連携を図りながら、この目標値をです</p>

	<p>ね、毎年クリア出来ていけるような体制づくりと、それと関東圏を中心とした消費ルートの拡大も含めて考えていきたいと思いをします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8 番、福島登君。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>それでは2つ目の質問に移りたいと思います。</p> <p>甲浦港港湾施設の野積場の一部を、甲浦未来会と称する任意団体が公園として使用料の減免を受けて使用している件について、次の点をお聞きしたいと思います。</p> <p>はじめに、使用料の減免には適正な申請手続きが必要です。</p> <p>以前にもこの件については、私以外の議員が初めて議会で提起し、その後私も2回質問していますが、未だ明確な答弁はなされておられません。</p> <p>この団体の構成員も含め、どのような団体か、実際に公園として町民が使用しているかなど、調査したのかどうかお聞きをしたいと思いをします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>福島議員の質問にお答えします。</p>

まず、甲浦未来会がどのような団体であるかとの質問についてお答えします。

過去は、甲浦ほたる祭りやタイムカプセルの埋設などのイベント開催や、ふるさと甲浦という冊子を刊行したり、実際に目に見えた活動がなされていた団体と認識しております。

しかし、現在は1名が活動していることは把握できておりますが、どのようなメンバーで、どのような活動がなされているのか、活動費用を示す会計報告が存在するのか、会員は何名いるのかなど、団体として最低限の活動実態に不明なところが見受けられます。

そこで、担当課としまして、来年度も公園の占用料免除を継続するための申請が提出されることを前提に、文書において問い合わせをしたところであります。

まず、11月21日付けで、甲浦未来会の代表者宛てに、甲浦未来会の活動実態を教えてもらうために、過去2年間の活動実績や収支報告書、それから、構成員などについて回答をお願いしたところであります。

12月2日付けで甲浦未来会の代表者から文書で回答をいただいたところ、活動内容は書かれているものの、甲浦未来会という団体で活動したのか、一個人での活動なのか、分からない内容でありました。

収支報告書については、町や民間からは、補助金やカンパは受けていないので、会計及び収支表、領収書は作成していない、以前にも管理費の補助を町に求めたが却下された、よって、会計は、全て甲浦未来会で賄っており、会計報告の義務はない、従って、領収書も残していないとの返答でありました。

また、構成員につきましても、非補助団体であり、個人情報保護の上からも会員個人の氏名は省略するとの返答でした。

このように、公園の占用料を免除しているにも関わらず、甲浦未来会の団体としての実態を明らかにしない非協力的な回答でありました。

そこで、担当課としましては、昨年度に報告を受けた会員や公園管理を手伝われている町民など3名の方々の自宅へ訪問しまして、聞き込み調査に協力していただきました。

まず、1人目の方からは、甲浦未来会という団体があると、すみません、失礼します、1人目の方からは、甲浦未来会という団体があることすら知らないなどという回答でありました。

続いて、2人目の方からは、甲浦未来会の会員であると答えたので、会員や活動内容のことを聞きましたら、会長に聞いてくださいとの返事で、答えてはいただけませんでした。

続いて、3人目の方からは、甲浦未来会は知っているけど、会員ではないとの回答でありました。

このように、関係者からの話からは、甲浦未来会という団体は、代表者が活動していたとしても、それは、甲浦未来会という団体を装った個人的な活動であり、現時点では、実態のない団体であるとは思えない状況と判断しております。

次に、実際に公園として町民が利用しているのかにつきましても聞き込みをしましたところ、利用していると聞いたことはなくて、以前にも、この管理団体に利用状況を聞きましたところ、調べていないので分からないとの回答であったことから、この団体自体も利用していないということが考えられます。

以上になります。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>今答弁をお聞きしたら、なんかこの団体は妙にあれですよ、つじつまが合わんことがたくさんあるんですよ。</p> <p>まず1つはですね、補助金やカンパをいただいていないのに、甲浦未来会でその経費を賄っているとかですね、まるでなんか、一体誰がそしたら費用を出しよんかなというふうに私は受け取れるんですけどね、カンパもいただいてないわけですよ。</p> <p>まるでなんか個人が全部しようようなふうに受け取れるんですがね。</p> <p>それともう一つはですね、管理もね、費用がかかると思うんですよ。</p> <p>それについてですね、再問としてですね、現在のですね、公園の管理状況はどんななっとんですか。</p> <p>それいけますか。お聞きしたいですが。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>福島議員の質問にお答えします。</p> <p>今年度に入って、公園として使える状況にない状態が何回もあったことが実情であります。</p>

	<p>こちらからの指導をしない限り、管理もできない状況が何度もありました。</p> <p>それと、公園内に東屋がありますが、倒壊する恐れがないかの安全性について問い合わせもしましたが、それについても回答がないため、安全確認ができなければ、公園の使用禁止等も考えております。</p> <p>以上になります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>2つ目の質問に移ります。</p> <p>町有財産の有効活用及び使用料を納めている利用者との公平性を考えれば、申請書類も精査した結果次第では、適正な使用料を徴収するのか、許可を取り消すのか、あるいは更新しないのか、これらを判断する必要があるのではないですか。</p> <p>平成29年6月議会から提起しているこの件について、明確な答弁を求めたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>福島議員にお答えをいたします。</p> <p>以前、答弁ではですね、管理上のことを含めて返還していただ</p>

くことが妥当なのか、また使用料を免除しないで、使用料をいただくことが適切なのか、毎年度使用許可申請の可否の判断をしていきたいと答弁しております。

今回の質問に対しましては、令和2年度が始まるまでには、管理上の問題点だけでなく、港湾施設として、また公益性や公共的役割の観点を重要視しまして、何十年もですね、無償で一議員のために財産上の利益を与えてきた、便宜を図ってきた、この現状を改めるべき時期として、最終的な判断をしなければならないというふうに考えております。

今現在、担当課から詳細な報告は出ておりませんが、これまでの交渉経過や実態などを踏まえまして、また実質的な占有者のこれまでの言動なども考慮せざるを得ないと考えているところでございます。

今後町として、占用地の利活用を図っていくためにも、新年度が始まるまでには自主的に原状回復をしていただいた上で、つまり更地での返還を要請することになるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

ちょっと、確認だけしたいと思います。

今全額減免となっておりますが、年間減免額は、担当課、いくらになったんですかね。

議長	<p>ここでちょっと確認をしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>福島議員の質問にお答えします。</p> <p>今年度の使用料としましては、31万8530円(正しい金額は31万6530円)となります。</p> <p>以上になります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>この団体の代表とする方は、非補助団体との認識で、役場の問い合わせに対しても非協力的な立場であるようですが、年間31万余りの使用料は本来であれば一般財源となる貴重な収入です。</p> <p>全額減免を受けて、この団体は使用させていただいております。</p> <p>役場の調査等にも協力するのが当然ではないでしょうか。</p> <p>最後に議長に、この件で百条委員会の開催も視野に入れですね、まずは議員全員協議会の開催を求め、私の質問を終わりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島登君の質問が終わりました。</p> <p>小休します。</p> <p>(小休時間：14時31分)</p> <p>小休前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：14時31分)</p> <p>8番、福島登君から、全員協議会の申し出がありましたが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしと発言あり)</p> <p>異議なしということですので、それでは定例会終了後、議員控え室で全員協議会を開催をいたします。</p> <p>ここで休憩をいたします。</p> <p>再開は、15時ということでお願いいたします。</p> <p>(休憩時間：14時32分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：15時00分)</p> <p>先ほど、手島産業建設課長補佐からの答弁の中で、間違いがありましたので、訂正したいということです。</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>先ほど、福島議員からの質問でお答えしました、甲浦未来会の質問の中で、日にちの方の間違いがありましたので、すみません、訂正があります。</p> <p>11月25日付けでというのが正解だったんですが、先ほど1</p>

<p>議長</p>	<p>1月21日というふうにお伝えしました。</p> <p>申し訳ありません。</p> <p>11月25日になります。</p> <p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それでは、先ほど、田島議員が退場の際に、弁明は法律で必ず出来ると決められていますね。法律違反ですね。との発言について、議会運営委員会で協議していただきましたので、報告を求めます。</p> <p>高島議会運営委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>それでは、休憩中に行いました議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>田島議員からの、弁明は法律で必ず出来ると決められていますね。法律違反ですね。との発言について協議した結果について、議会運営委員会から報告を行います。</p> <p>議長からも発言がありましたが、懲罰動議の運営方法については、令和元年11月28日議員全員協議会で決定し、申し合わせ事項のとおり、委員長報告の後、文書による一身上の弁明の申し出があれば議会で諮り、弁明の許可の決定をする。</p> <p>委員長に対する質疑を行う。討論を行う。採決は起立により行う。</p> <p>なお、弁明については、20分間の制限時間を設ける。としていますが、田島議員は、懲罰の宣告を言い渡されていたにも関わ</p>

議長

らず、住民の皆さまに誤解を与えるような発言をしました。

田島議員には、10月29日に開催された懲罰特別委員会でも、弁明の機会を与えており、また、弁明の申し出がありましたので、それを許すかどうかについて本会議で諮り、全員一致で、弁明を許すことについて、否決されております。

住民の皆さまに誤解を与えないようにするために、この議会運営については、何ら、法律違反には当たらないことをご報告いたします。

なお、今回の田島議員の発言に対しては、本来なら厳しく対応すべきところですが、議長からの嚴重注意を求めます。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

高畠議会運営委員長からの報告が終わりました。

高畠議会運営委員長の報告のとおり、田島議員には、10月29日に開催された懲罰特別委員会でも弁明の機会を与えており、また、弁明の申し出がありましたので、それを許すかどうかについて本会議で諮り、全会一致で、弁明を許すことについては、否決されております。

住民の皆さまには、誤解を与えないようにするために、この議会運営については、何ら、法律違反には当たらないこと。

また、今回の田島議員の発言に対しては、本来なら厳しく対応すべきところですが、議長からの嚴重注意を求めるとの協議結果の報告がありましたものであります。

ここで、田島議員の発言について、私から田島議員に嚴重注意

を行います。本日、出席停止となっておりますので、田島議員の発言について嚴重注意をすることを文書で通知いたします。

続いて、休憩中に、7番、田島毅三夫議員から7名の議員に対し、地方自治法第133条に基づき、処分要求書の提出がありました。

議員に対して処分要求する場合は、侮辱を受けたという主観的な事実に基づいて、提出するべきとされています。

しかしながら、処分要求書の内容を見るにあたり、議会に議決に対する不満あるいは自己の意見のみの主張と言わざるを得ません。

前回第3回定例会においても同様の処分要求が提出され、東洋町議会では、懲罰の議決に対する処分要求はできず、また、議決が違法と思われる場合は、地方自治法第176条第4項に規定する再議に付することしかできないと結論付けております。

よって、本件、処分要求書は、地方自治法第133条に基づく侮辱に対する措置請求の体をなしているとはいえ、これには当たらないと思われま。

ここで、お諮りいたします。

7番、田島毅三夫君から提出されました、お手元の処分要求書について、本定例会では審議しないということにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

7番、田島毅三夫君から提出されました、お手元の処分要求書について、本定例会では、審議しないということに決定いたしました。

	<p>以上で本日の議事日程は、全て終了いたしました。</p> <p>これにて本日の会議を閉じます。</p> <p>これで、令和元年第4回東洋町議会定例会を閉会します。</p> <p>これにて、議会放送を終了いたします。</p> <p>どうもお疲れさまでございました。</p> <p>(閉会時間：15時09分)</p>
--	--

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員